

道路状況監視装置設置業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、「広島県積雪深集中管理システム」で県内各地に設置している、道路状況監視装置（以下「カメラ」という）を新規に増設する業務委託の積算に適用する。

2. 積算基準

（1）業務委託料

「広島県 土木工事標準積算基準書（電気通信編）」による。

（2）業務委託料の積算

「広島県 土木工事標準積算基準書（電気通信編）」による。

（3）設計変更の積算

「広島県 土木工事標準積算基準書（電気通信編）」による。

3. 業務内容

本業務に含む内容は以下とする。

（1）機器費（製品購入費）

- ・モバイル通信制御装置
- ・ネットワークカメラ

（2）機器設置・調整費

- ・ネットワークカメラ設置調整

各装置の仕様については、別紙特記仕様書に準ずるものとする。

なお、サーバーへの接続及びサーバー側での調整の作業については本業務に含まない。

4. 積算条件

積算条件は以下とする。

（1）技術者間接費区分 ・・・ CCTV 設備

5. 歩掛及び単価

標準歩掛及び標準単価については以下とする。

(1) 機器費

(1箇所あたり)

名称	単位	数量	仕様	単価
モバイル通信制御装置	基	1.0	特記仕様書による	320,000 円
ネットワークカメラ	基	1.0	特記仕様書による	180,000 円

(2) 機器設置・調整費

(1箇所あたり)

名称	単位	数量	仕様	備考
電気通信技術者	人	1.3	—	
電気通信作業員	人	1.7	—	

(注)

- 1 カメラ設置において、高所作業車等が必要な場合は別途計上する。

(3) 安全費

設置箇所の交通状況、関係機関との協議等により、安全確保のため交通誘導員が必要な場合は別途計上する。